

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援制度一覧

1. 給付金・支援金・助成金

No.	制度名	制度の目的及び内容	対象者	給付額等	申請受付期間	事業主体	担当課	備考
1	【個人】 特別定額給付金	令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家庭へ支援を行う。	令和2年4月27日時点において、住民基本台帳に記録される者(受給権者は世帯主)	一人10万円 (国全額補助)	(受付開始) 5月7日に世帯主へ申請書発送	村	住民課	
2	【個人】 子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給する。	令和2年3月31日現在 児童手当の対象者(新高校1年生までを含む)	一人1万円 (国全額補助)	申請不要	村	住民課	
3	【個人事業主・企業等】 新型コロナウイルス対策事業持続化給付金	村内に事業所を構え営業する者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した事業者に対し、事業の継続を支えることを目的として給付金を支給する。	天龍村商工会商業部に加入している者等 平成31年2月及び3月の売上額(税抜き)から、令和2年2月及び3月の売上額(税抜き)を差し引いた金額との差額に1/2を乗じた額(千円未満切り捨て)	30万円以内 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当予定)	5月1日～5月29日	村	地域振興課	新規事業者に対する特例あり
4	【個人事業主・企業等】 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県からの施設の使用停止(休業)等の要請に協力した事業者により市町村と協調し、協力金等を給付する。(4月24日から5月6日まで全期間休業等に協力)	○協力金:スナック・飲食店 (夜8時から翌朝5時までの間営業自粛) ○支援金:休業した宿泊施設等	30万円支給 (県2/3・村1/3) (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当予定)	5月7日～5月22日	県	地域振興課	県へ申請
5	【個人事業主・企業等】 持続化給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金を支給する。(前年同月比で売上が50%以上減少している者)	中小企業・小規模事業者・個人事業者	○法人200万円以内 ○個人事業者 100万円以内	令和2年国補正 予算成立後の翌日 ～ 令和3年1月15日	中 小 企業庁	地域振興課	
6	【個人事業主・企業等】 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。特例措置として助成の内容・対象の大幅な拡充(休業手当に対する助成率の引き上げや、解雇等を行わない場合の助成率の引き上げ)を行う。	全事業主	休業手当に対する助成	4月1日～6月30日	ハロー ワーク	地域振興課	

2. 保養券

No.	制度名	制度の目的及び内容	対象者	配布枚数	配布時期	事業主体	担当課	備考
7	温泉村民保養券	新型コロナウイルス感染拡大防止により、休業している温泉施設の利用促進と、村民の一層の健康増進を図るため、温泉村民保養券を例年の5回分から10回分に増やし配布する。	令和2年4月1日現在 住民基本台帳に記録されている者	一人10回分	村内回覧等で配布済み (令和2年4月23日付け)	村	住民課	

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援制度一覧

3. 村公共料金の支払猶予

No.	対象項目	制度の目的及び内容	対象者	手続きの方法	申請期限	担当課
8	村県民税 固定資産税 軽自動車税 法人村民税	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 (地方税関係) ※地方税法附則第59条(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)、天龍村税条例第9条(猶予は1年間)	以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象 ① 新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 (注)「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮にいれるなど申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応する。	申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料の提出(資料の提出が難しい場合は口頭若しくは郵送等で対応)	関係法令の施行から2ヶ月後、又は、納期限のいずれか遅い日まで	税務会計課
9	国民健康保険税	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 (地方税関係) ※国民健康保険法第77条、天龍村国民健康保険税条例第27条(猶予は1年間)				住民課
10	介護保険料	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における介護保険事務の取扱い ※介護保険法第142条、天龍村介護保険条例第12条(猶予は6ヶ月)				住民課
11	後期高齢者医療保険料	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における後期高齢者医療事務の取扱い ※高齢者の医療の確保に関する法律第108条、県広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条、天龍村後期高齢者に関する条例第2条(猶予は6ヶ月)				住民課
12	上下水道使用料	新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払い猶予 ※地方自治法施行令第171条の6、地方自治法第231条の3(猶予は1年間)				建設課
13	村営住宅使用料	新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払い猶予 ※天龍村営住宅管理条例(猶予は1年間)				建設課

4. 社会福祉協議会

No.	制度名	制度の目的及び内容	対象者	貸付額	受付期間	事業主体	担当課	備考
14	生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付対象世帯を低所得者以外まで拡大し、休業、失業等により生活資金に苦慮している者に向けた緊急小口資金等の特例貸付を行う。	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少している世帯	10万円以内 (特例で20万円以内)	3月25日～	県社会福祉協議会	社会福祉協議会	村社会福祉協議会は受付のみ
15	天龍村社会福祉協議会パート職員募集	新型コロナウイルス感染症の影響で失業や休業を余儀なくされた者を対象に、会社復帰までの間、社会福祉協議会パート職員として雇用する。	新型コロナウイルス感染症の影響で失業や休業を余儀なくされた者	—	新型コロナウイルスが終息するまでの間	村社会福祉協議会	社会福祉協議会	新型コロナウイルスの発症が疑われる場合は採用不可の場合あり

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援制度一覧

5. 商工会

No.	制度名	制度の目的及び内容	対象者	購入限度	販売期間	事業主体	担当課	備考
16	ドラゴン商品券	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から村内での買い物を推進するため、例年より販売時期を前倒し、6月1日から「ドラゴン商品券」を販売する。(12枚綴りで合計6,000円分(1枚500円)の商品券を、5,000円で販売) 使用可能な店舗は、販売登録された村内の事業所。	村民及び村内事業所へ勤務する者	一人50,000円分まで	6月1日～11月30日	商工会	地域振興課	

6. 企業・個人事業主への融資等

No.	制度名	制度の目的及び内容	事業主体	担当課	備考
17	セーフティネット保証4号・5号	経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度	信用保証協会	地域振興課	商工会にて受付
18	信用保証付き融資における保証料・利息減免	都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能	中小企業庁	地域振興課	商工会にて受付
19	新型コロナウイルス感染症特別貸付	信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施(据え置きは最長5年)	中小企業庁	地域振興課	商工会にて受付
20	商工中金による危機対応融資	商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施	商工組合中央金庫	地域振興課	商工会にて受付
21	特別利子補給制度	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「商工中金による危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施(公庫等の既往債務の借換も実質無利子の対象)	中小企業庁	地域振興課	商工会にて受付